

2026年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(刑 法)

次の（設例）を読んで、問（１）および（２）に答えなさい。

（設例）

Xは、酒癖が悪く、以前から、日本酒を大量に飲むと酩酊して他人に暴力を振るうことが度々あった。

某日午後８時ころから、Xは、「今日も飲酒をすれば酩酊状態になり、他人に暴力を振るうかもしれないが、それでもかまわない」と考えながら、居酒屋に赴き、日本酒を飲み始めた。Xは、当初、同居酒屋の飲食代を支払うつもりだったが、飲食後、飲食代の支払いを免れようとするに至り、同日午後９時５０分ころ、同居酒屋の店主Aに対し、同居酒屋から約１０メートル離れたところにあるバス停を指差し、「あのバス停に知人が来るから迎えに行ってくる。５分ほどしたら戻る」と嘘を言い、Aの了承を得て同居酒屋を出て、飲食代５０００円を支払わずにそのまま逃走した。

Xは、その後も、「飲酒をすれば他人に暴力を振るうかもしれないが、それでもかまわない」という気持ちのまま、コンビニエンスストアで日本酒を購入して飲酒を続けたところ、同日午後１１時ころ、以前から仲の悪かったYに対する怒りの気持ちが生じ、Yを殴って怪我をさせてやろうと決意した。Xは、Y宅の近くにあるB公園において、Y宅にいるYに電話をかけ、「B公園にいるから、出てこい」と怒鳴った。Yは、Xが何らかの武器で攻撃してくるに違いないと思ったが、警察には通報せず、Y宅にあったナイフ（刃体の長さ約１２センチメートル）を持ってB公園に赴いた。

Yを見たXは、鉄パイプを持ってYに走り寄ってきたが、Yは、上記ナイフで威嚇的行動をとることなく、Xの方に近づいて行った。XがYめがけて上記鉄パイプを振り下ろしたところ、Yは、これを避け、自分の身を守るため、殺意をもってXの腹部を上記ナイフで１回突き刺し、Xに裂傷等の傷害を負わせた。

Xは、同日午後１０時ころまでは完全責任能力を有していたが、同日午後１０時３０分ころ以降、複雑酩酊状態に陥り、心神耗弱状態となっていた。

問（１） （配点：７５点）

Xの罪責について論じなさい（ただし、特別法違反の点を除く）。

問（２） （配点：２５点）

Yが上記ナイフでXの腹部を突き刺した行為に関しては、殺人未遂罪の構成要件に該当することを前提に、正当防衛が成立するかどうかの問題となるが、その際に刑法３６条１項にいう「急迫」の要件を満たすかどうかについて論じなさい。